

電子入札システムに関する注意事項

令和 7 年 12 月 24 日

- ・(令和 7 年 12 月 24 日追加)工事もコンサルも名簿登録がある業者様は、利用者登録においては工事の登録が優先されますので、コンサルの番号で検索しても「該当しません」というメッセージが出ます。工事で利用者登録できましたら、コンサルも利用者登録できています。
- ・令和 7 年 12 月 2 日、利用者登録が可能となりました。ご迷惑お掛けいたしました。ご登録よろしくお願ひいたします。
- ・入札参加資格者名簿のシステム登録への不備により、令和 7 年 12 月 1 日、利用者登録をしていただくことができません。令和 7 年 12 月 2 日以降、登録可能となる予定です。大変申し訳ございませんが、令和 7 年 12 月 2 日からご登録してくださいますよう、お願ひいたします。
- ・早期の利用者登録にご協力ください、ありがとうございます。アクセスが集中した場合、繋がりにくくなることがありますので、ご承知ください。
- ・「少額物品、少額役務」は使用しませんので、利用者登録はしないでください。
- ・現在、電子入札システム及び入札情報公開システムに多数の案件が登録されていますが、これらは全てテスト案件ですので、参加申請等されないようご注意ください。テスト案件は令和 7 年 12 月末に全て削除します。